

衆議院選挙制度「改革」関連法についての 「コメント」発表

民意が届く選挙制度の実現を求める11団体

民意が届く選挙制度の実現を求め活動している11団体（自由法曹団、新日本婦人の会、全国商工団体連合会、全国労働組合総連合、全日本学生自治会総連合、全日本民主医療機関連合会、東京地方労働組合評議会、日本民主青年同盟、農民運動全国連合会、婦人民主クラブ（以上50音順）と憲法改悪阻止各界連絡会議）はこのほど、5月20日参議院本会議で可決・成立した衆議院選挙制度改革関連法についての「コメント」を発表しました。

全文は以下のとおりです。

【衆議院選挙制度「改革」関連法「改正」にあたってのコメント】

**民意を正しく国会に反映する選挙制度の実現を求めます
—小選挙区制に手をつけず、定数削減を押し付ける
衆議院選挙制度「改革」の暴挙を許しません**

1. 自民・公明党提案の衆議院議員選挙区画定審議会設置及び公職選挙法の一部を改正する法律案（衆議院選挙制度「改革」関連法案）が5月20日の参議院本会議で可決・成立しました。

同関連法は、衆議院の議員定数を小選挙区部分6、比例代表部分4を削減、総定数465議席とし、小選挙区、比例ブロックの議席配分に「アダムズ方式」を導入、2020年の国勢調査結果から適用し、以後その変化をもとに改定するなどというものです。

この「改革」は、一票の格差是正を求め、民意を正しく国会に反映する制度に変えるべきとする国民の声に応えないまま、定数削減で民意を切り捨て、新たな装いのもとに小選挙区制を温存しようとするものであり、到底認めることはできません。

2. 今回の「改革」は、審議のやり方においても、「改革」内容についても、民主主義の根幹にかかわる大きな問題をはらんでいます。

(1) 国民的議論なしにすすめられた選挙制度の検討・審議を認めることはできません。

選挙制度は民主主義の土台であり、主権者・国民の代表の選び方、国民の参政権のあり方の問題として、国民的議論が必須です。ところが、今回の「改定」においては、国民的議論の機会もなく、国会での十分な審議もされませんでした。そもそも、一昨年まで続けられてきた各党協議の経過や合意を棚上げして、「選挙制度に関する調査会」に丸投げしたこと自体、異様なことと言わざるをえません。

そして、正当な根拠も示さず定数削減を提言した「調査会」の答申をもとに提出された法案の審議は、きわめて不十分なものでした。衆議院での委員会審議は、たった3日間7時間、参考人質疑1回のみでした。国民主権、議会制民主主義の根幹にかかわる選挙制度の問題について、国会の責任を放棄したものとわざるを得ません。

(2) 根拠のない議員定数削減は許されません。

答申は、国際比較や過去の経緯を踏まえ、定数削減に論理的根拠がないと明言しました。佐々木元調査会座長は、参考人質疑においても「削減の客観的根拠を挙げるのは難しいというのが結論」と述べました。

世界各国の国会議員定数との比較でも日本の現在の議員数は極めて低位にあります。さらに、今回の定数削減は、日本の議会史上最少の議席とするものです。民意反映のツールである議員定数を削減することは、国民の声を切り捨て、国会の政府監視機能の低下を招来するものにほかなりません。

ましてや消費税増税を国民に押し付けるために国会議員が「身を切る」などという説明は、関係のない問題へのすり替えであり、一片の道理もありません。

さらに、18歳選挙権が実施され約240万人の有権者が増えるというのに、議員定数を削減するなど、到底認めることはできません。

(3) 民意をゆがめる諸悪の根源・小選挙区制の温存は許されません。

現行の小選挙区制は著しく民意と議席のかい離を生み出しており、現政権が、虚構の議席占有をもとに、国民多数の声に逆行する暴走・強権政治を強行していることに対して、国民の批判の声が高まっています。

今回の審議の過程では、「現行小選挙区制が『過度の民意集約』となっている」との認識が共通のものになっていたにもかかわらず、小選挙区制にメスを入れることはありませんでした。そして、専ら配分の調整方法である「アダムズ方式」の導入で糊塗し、将来に渡り自動的に定数配分と区割り調整し、小選挙区制を維持・温存する危険な仕組みがつくられたことは、許されません。

3. 憲法は国政を担う国会における代表者が「正当な選挙」で選ばれることを要請しています。私たちは、真に民意を国会に反映する選挙制度の実現を改めて求めます。

私たち11団体は2011年以来、民意が届く選挙制度実現を願い、1000人規模の集会の開催、宣伝物の作成・普及、街頭宣伝、署名活動、国会議員への要請や「中選挙区制議連」の議員との意見交換、「調査会」への申し入れなどにとりくんできました。

私たちは、選挙制度については、民意が国会に正しく反映されることが最も大切であると考えます。そのため、国民的議論を重ね、その声にもとづき国会で審議し、民意を反映する選挙制度が実現されるよう求めるものです。そして、民意と議席に激しい乖離をうみだす小選挙区制については、直ちに廃止されるべきと考えます。小選挙区制を廃止することにより、1票の格差や死票問題なども根本的に解決されるものであると確信します。

私たちは、この「改革」関連法に反対し、その実施をおこなわないよう求めるとともに、真に民意を反映する選挙制度への改革を要望するものです。

2016年6月17日

憲法改悪阻止各界連絡会議／自由法曹団／新日本婦人の会／
全国商工団体連合会／全国労働組合総連合／全日本学生自治会総連合／
全日本民主医療機関連合会／東京地方労働組合評議会／
日本民主青年同盟／農民運動全国連合会／婦人民主クラブ（50音順）

連絡先：憲法改悪阻止各界連絡会議（憲法会議）

〒101-0051 東京都千代田区神田神保町2-10 202
TEL03-3261-9007 fax03-3261-5453